# 法学研究科修士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領

中央大学大学院学則第6章第3節、及び中央大学学位規則に基づき、修士学位論文 審査、及び最終試験について、以下の通り取り扱う。

なお、修士学位の授与決定は、修士学位論文審査の評価、及び最終試験の評価について、それぞれ合格評価以上の判定を受けるとともに、所要の単位修得がなければならない。

# 1. 修士学位論文審査について

修士学位論文の審査は、学位授与方針を踏まえて、以下の各観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。その評価は、以下の各観点に対する審査結果を踏まえて、総合的に判定し、以下の基準により、S(100点~90点), A(89点~80点), B(79点~70点), C(69点~60点)を合格とし、E(59点以下)を不合格とする。

## (評価の観点)

- (1) 問題意識の適切性・独自性
- (2) 研究方法の適切性
- (3) 論文構成の適切性・明確性
- (4) 結論の妥当性・独自性
- (5) 先行研究に対する検討度
- (6) 専門用語の理解度とその使用の適切性
- (7) 註・参考文献の提示方法の適切性
- (8) データの信頼性、図表の正確性・適切性
- (9) 論文の学問的・社会的意義

#### (評価の基準)

評価の各観点に照らして、

A: 修士学位論文として極めて優れている

B: 修士学位論文として優れている

C: 修士学位論文として十分な水準を有している

D: 修士学位論文として必要最低限の水準を有している

E: 修士学位論文としての水準を有していない

#### 2. 最終試験について

最終試験は、原則として口述試験にて行う。以下の各観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。その評価は、学位授与方針を踏まえて、修士学位論文審査結果を基礎評価としながら、以下の各観点に対する審査結果を踏まえて、総合的に判定し、S(100点~90点), A(89点~80点), B(79点~70点), C(69点~60点) を合格とし、E(59点以下) を不

合格とする。

#### (評価の観点)

- (1)修士学位論文に関連する知識
- (2) 専門分野に関連する知識
- (3) 自身の研究に関する学問的・社会的意義
- (4) 試問に対して明解かつ論理的に回答しているかどうか

# (評価の基準)

評価の各観点に照らして、

S: 修士学位を授与するに極めて優れた水準にある

A: 修士学位を授与するに優れた水準にある B: 修士学位を授与するに十分な水準にある

C: 修士学位を授与するに必要な最低限の水準を有している

E: 修士学位を授与するに必要な水準に達していない

なお、最終試験は、修士学位論文審査により判定された評価結果を上限評価と して評価する。

# 3. 評価結果の取扱いについて

- 1)修士学位論文審査の評価結果、及び最終試験の評価結果については、成績原簿、及び成績証明書に記載する。
- 2)修士学位論文審査に関する『法学研究科修士学位論文審査報告書』、及び最終 試験に関する『法学研究科博士前期課程最終試験報告書』は、論文審査及び最 終試験を受けた当該学生から請求がある場合、本人に関する報告書に限り開示 する。

## 4. 評価結果に関する問い合わせについて

修士学位論文の審査結果、及び最終試験の評価結果に関する問い合わせは、「成 績評価問い合わせに関する取扱要領」を準用する。

- 1) 問い合わせは、成績証明書が交付される学位授与式日より起算して2週間以内に「審査結果問い合わせ書」に基づき、自身の審査結果について、問い合わせることができる。なお、不合格者は、修了者発表日から起算する。
- 2) 問い合わせの結果、評価結果に変更が生じたときは、研究科委員会において審議・決定する。

# 5. その他

1) この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。

附則

(施行期日)

1 この取扱要領は、2015年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱要領は、2022年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の修士論文及び最終試験に評価基準は、2022年度入学生から適用することとし、2021年度入学生はなお従前の例による。

以上